

経 緯

1. 水先制度について

- ・水先制度は、船舶の交通安全確保・運航能率増進が目的。
- ・水先は、船舶の混雑水域等で、水先人が船舶に乗り込み目的地へ導くこと。
- ・平成19年施行の改正水先法では、水先制度を次のように抜本的に改革。
 - ◇ 水先人後継者・船舶交通安全の確保
 - : 資格要件の緩和（船長経験者以外の中堅航海士、新人航海士等も参入可）
 - : 免許の等級化（資格要件緩和に併せ一級～三級に区分）
 - : 養成制度の創設 等
 - ◇ 水先業務運営の効率化・適確化
 - : 水先料金制度の緩和（省令料金を廃止し、上限認可・届出制を導入）
 - : 近接水先区の統合（水先人の業務範囲の統合） 等

2. 水先レビュー

- ・同法施行から7年目を迎えるにあたり、その施行状況等を点検(水先レビュー)。
- ・「水先人養成を初めとする水先制度の施行状況に関する懇談会(有識者・関係者で構成)」を設け、平成24年9月から検討を開始。

水先レビューの結果 (概要)

懇談会では、計10回(他WGを6回)の検討を行い、今般、その結果を取りまとめ。

1. 水先体制の安定維持(後継者確保等)

- ・今後10年間は水先人の大量廃業が見込まれる中、予期した通りの確保が出来なかったことから、高質な志望者の確保に向け、周知・募集等活動を強化(各媒体の積極活用、説明会等の計画的実施等)。
- ・二級水先人の養成開始(関係者の要請により中止していたものを解除)。

2. 水先人養成の充実・強化

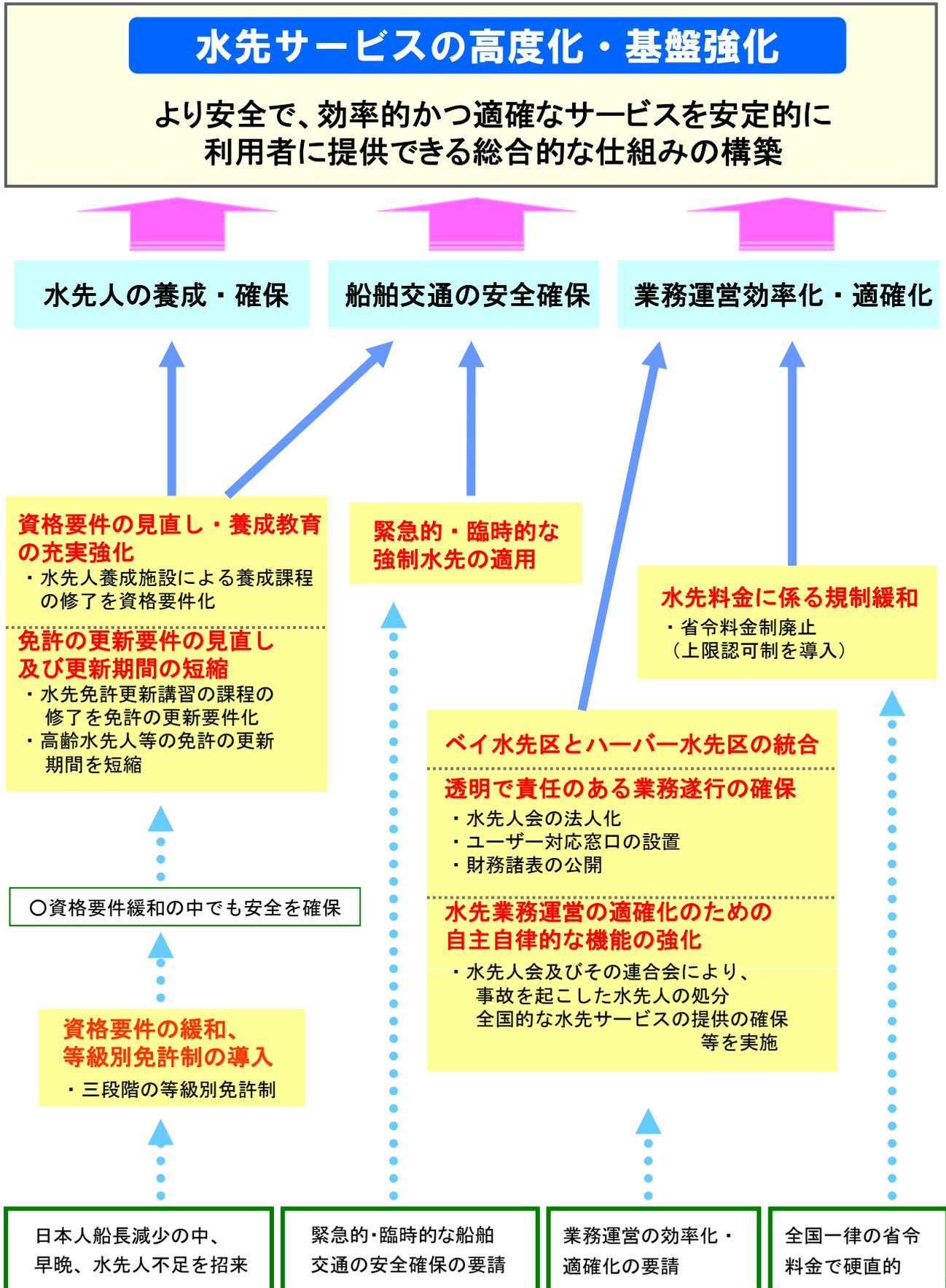
- ・安全知識等の習得に万全を図るため、養成内容は、一層の実務・実践的内容に特化。
- ・新卒者等に対し、安全技術等の向上をより一層図るため、船会社の協力を得て、乗船訓練を大幅拡充(4ヵ月→2年間、実習生→航海士等)。
- ・実務・実践的な養成を実施するため、水先人主体の養成体制を確立(講師登用等)。
等

→ これらの結果を受け、今後、省令等を改正し、出来るだけ早期(新たな内容の養成は平成26年2月から)実行に移す。

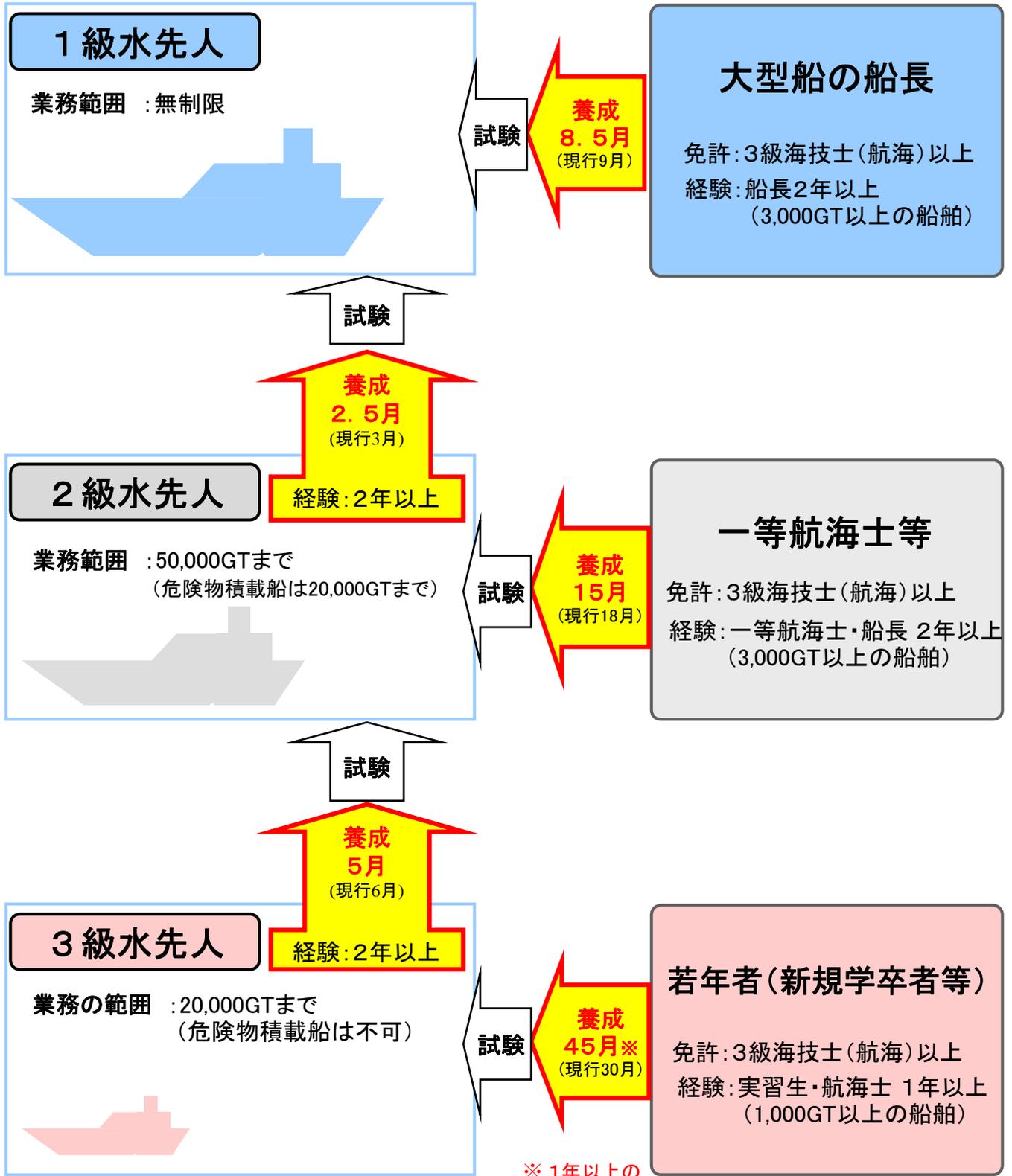
〈施策の目的と効果〉

〈具体的施策〉

〈問題点〉



◇「赤字」が今般の見直し部分



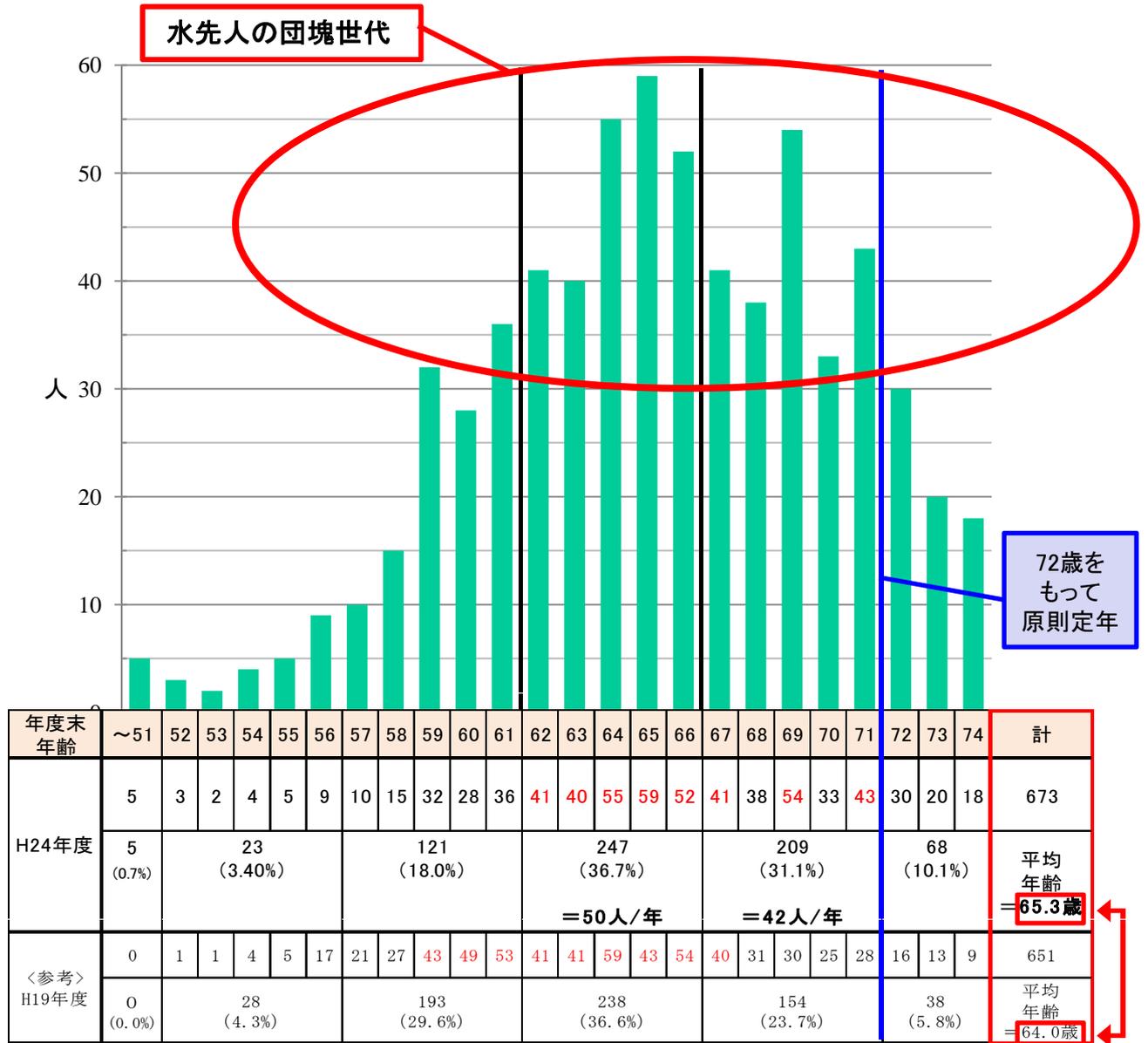
※ 1年以上の航海士経験者は21月

水先人の年齢構成(今後の廃業見通し)

参考4

○一級水先人の平均年齢は65.3歳で、新規の参入年齢は約58歳。

○今後10年間は、毎年40~50人が定年廃業対象となる。



<備考>1. 年度当初時点の一級水先人について、当該年度に達する年齢とした。
 2. 74歳に達する前には完全に廃業する自主ルールであり、実際に74歳の水先人は存しない。
 3. 赤字は、40人以上の年齢区分を示す。